

令和4年度第1回上越市地産地消推進会議次第

日時：令和4年8月1日(月)

午後2時から

会場：上越市役所第2庁舎401会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 上越市地産地消推進の店「プレミアム認定店」認定審査（新規店舗）

(2) 令和4年度の取組について

3 その他

4 閉 会

上越市地産地消推進会議委員名簿

(令和4年5月23日～)

No.	氏名	選出区分	備考
1	湯沢雅彦	食品関連事業者	上越食品衛生協会高田支部 理事 (株式会社シャトー・イグレック)
2	勝島勝美	食品関連事業者	上越食品衛生協会直江津支部 支部長 (勝島魚店)
3	高橋道代	食品関連事業者	上越商工会議所女性会 副会長 (割烹 高はし)
4	植村孝弘	農林水産物販売事業者	えちご上越農業協同組合 営農部直売施設課長
5	小森茂	農林水産物販売事業者	新印上越青果株式会社 蔬菜部取締役部長
6	五十嵐紀文	農林水産物販売事業者	上越青果小売商業協同組合 理事 (五十嵐本店)
7	市村勝彦	農林水産物販売事業者	株式会社一印上越魚市場 取締役統括部長
8	貝沼武徳	農林水産物販売事業者	上越水産物商業協同組合 監事 (有限会社貝沼商店)
9	佐藤一	その他市長が必要と認める人	上越市地産地消推進の店 (お食事の館・旅人の宿 わすけ)
10	田中美恵子	市民(一般公募)	

○事務局

所属	職	氏名	備考
農政課	課長	栗和田 謙二	
農政課	副課長	高橋 大輔	
農政課	農業総務係長	北山 由子	
農政課	主事	中里 流奈	

上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、上越産品を積極的に取り扱う小売店及び飲食店等を上越市地産地消推進の店に認定し、当該推進店の地産地消推進の取組を広く市民や観光客（以下「市民等」という。）に周知することにより、上越産品の生産及び消費の拡大、食料自給率の向上並びに郷土における食文化の継承を図り、もって本市における農林水産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 上越産品 次に掲げる生産物の総称をいう。
 - ア 農産物 本市の区域内で生産し、収穫される穀物、野菜、果物その他の農産物をいう。
 - イ 水産物 上越地域で水揚げされる魚介及び海藻をいう。
 - ウ 畜産物 上越地域で飼育される家畜の肉、卵及び乳をいう。
 - エ 加工品 アからウまでに掲げる食材を主原料として加工した食品をいう。
- (2) 小売店 本市の区域内に存するスーパーマーケット、八百屋、魚屋、農産物直売所等をいう。
- (3) 飲食店等 本市の区域内に存するホテル、旅館、割烹、レストラン、居酒屋等をいう。
- (4) 上越地域 本市、妙高市及び糸魚川市の区域をいう。
- (5) 認定店 地産地消を推進する取組を行っている店舗であると第5条の規定により認定され、上越産品の魅力を発信する小売店又は飲食店等をいう。
- (6) プレミアム認定店 認定店の認定から1年以上経過し、認定店より多くの地産地消を推進する取組を行っている店舗であると第5条の規定により認定され、上越産品の魅力を積極的に発信する小売店又は飲食店等をいう。
- (7) 認定推進店 認定店及びプレミアム認定店をいう。

(認定基準)

第3条 市長は、認定推進店の認定に当たり、認定基準を策定するものとする。

- 2 市長は、前項の認定基準（以下「認定基準」という。）の策定に当たり、あらかじめ第13条第1項に規定する上越市地産地消推進会議（第5条第2項において「上越市地産地消推進会議」という。）の意見を聴かなければならない。

(認定申請)

第4条 認定推進店の認定を受けようとする小売店又は飲食店等（以下「申請者」という。）は、上越市地産地消推進の店認定申請書（第1号様式）に、市長が別に定める事業計画書を添えて市長に提出しなければならない。

（認定等）

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、認定店又はプレミアム認定店の認定の可否を決定したときは、上越市地産地消推進の店認定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に当たり、あらかじめ上越市地産地消推進会議の意見を聴かなければならない。

3 市長は、申請者に対し、第1項の規定により認定店として認定したときは、上越市地産地消推進の店認定店認定証（第3号様式。以下「認定店認定証」という。）を交付し、プレミアム認定店として認定したときは、上越市地産地消推進の店プレミアム認定証（第4号様式。以下「プレミアム認定店認定証」という。）を交付するとともに、必要に応じ、販売促進用資材の交付又は貸与を行うものとする。

（認定店認定証又はプレミアム認定店認定証の掲示及び広報）

第6条 認定推進店は、店内又は店頭によく見える場所に交付又は貸与を受けた認定店認定証又はプレミアム認定店認定証及び販売促進用資材を掲示するとともに、取り扱う上越産品の広報に努めなければならない。

2 市長は、認定推進店の名称、連絡先その他認定推進店に関する情報を市の広報誌、ホームページ等への掲載その他の方法により、広く市民等に周知するものとする。

（認定の有効期間等）

第7条 認定推進店の認定の有効期間（以下「認定期間」という。）は、当該認定の日から当該日の属する年度の末日から起算して2年を経過する日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、認定店の認定期間中にプレミアム認定店として認定された場合にあつては、プレミアム認定店の認定期間の満了の日は、当該認定店の認定期間の満了の日と同日とする。

（認定の更新）

第8条 認定推進店は、認定期間の満了後も引き続き認定店又はプレミアム認定店の認定を受けようとするときは、当該認定期間の満了の日までに、市長に対し認定の更新を申請することができる。この場合において、認定の更新を受けようとする認定推進店は、市長が

別に定める事業計画書を市長に提出しなければならない。

2 第5条の規定は、前項の規定による認定の更新について準用する。

(認定の辞退)

第9条 認定推進店は、その営業を終了したとき又は認定を辞退しようとするときは、速やかに上越市地産地消推進の店^{認定店}認定辞退届(第5号様式)を市長に提出するとともに、交付又は貸与を受けた認定証及び販売促進用資材を市長に返却しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、認定推進店が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 営業を終了したとき。(前条の規定による辞退の届出がない場合に限る。)
- (2) 認定基準を満たさなくなったとき。
- (3) 次条の規定による実績報告が同条に定める期限までになされないとき。
- (4) 消費者の信頼又は上越製品のイメージを著しく失墜させると市長が認めるとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、上越市地産地消の店^{認定店}店^{プレミアム認定店}認定取消通知書(第6号様式)により、認定推進店に通知するものとする。
(実績報告)

第11条 認定推進店は、地産地消の推進の取組状況を、上越市地産地消推進の店^{認定店}店^{プレミアム認定店}実績報告書(第7号様式)により毎年度末日までに市長に報告しなければならない。
い。

(調査)

第12条 市長は、認定推進店が認定基準を満たしているか否かについて、必要に応じて調査をすることができる。

(上越市地産地消推進会議)

第13条 市長は、本市における地産地消の推進に関し必要な事項を審議するため、上越市地産地消推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 認定推進店の認定基準に関し、第3条第2項に規定する事項を処理すること。

- (2) 認定推進店の認定に関し、第5条第2項に規定する事項を処理すること。
 - (3) 上越製品の生産及び消費の拡大に関すること。
 - (4) その他市長が必要と認めること。
- 3 推進会議は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱し、又は任命する10人以内の委員をもって組織する。
- (1) 食品関連事業者の代表者
 - (2) 農林水産物販売事業者の代表者
 - (3) 公募に応じた市民
 - (4) 市の職員
 - (5) その他市長が必要と認める人
- 4 推進会議の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 推進会議に会長を置き、委員の互選により定める。
- 6 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 8 推進会議の会議は、会長が議長となる。
- 9 推進会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 10 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 推進会議の庶務は、農政課において処理する。
- 12 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月15日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年8月31日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上

越市地産地消推進の店認定事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和4年3月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

第1号様式（第4条関係）

認 定 店
 上越市地産地消推進の店 認定申請書
 プレミアム認定店

年 月 日

（宛先）上越市長

所 在 地
 事 業 者 名
 代 表 者 氏 名
 電 話 番 号

認 定 店
 次のとおり上越市地産地消推進の店 の認定を申請します。
 プレミアム認定店

店舗の名称			
連絡先	住所：〒 ー		
	TEL：		
	FAX：		
	E-mail：		
	担当者：（所属） (氏名)		
ホームページ アドレス			
業態・業種 （いずれかに ○）	小売店	スーパーマーケット	八百屋 魚屋 農産物直売所 その他（ ）
	飲食店等	ホテル 旅館	割烹 レストラン 居酒屋 その他（ ）

※ 店舗の名称の欄には、認定を受けようとする店舗の名称を記載してください。

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）ではありません。
- (3) 暴力団、暴力団員又は密接関係者が経営等を支配し、又は経営等に関与することはありません。
- (4) 暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (5) 上記の(1)から(4)までに反する場合は、この申請を却下され、認定を取り消されることを承諾します。

上記について誓約します。（□にレ点を記入してください。）

第2号様式（第5条関係）

認定店認定
上越市地産地消推進の店 通知書
プレミアム認定店 却下

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付で申請のあった上越市地産地消推進の店 認定店
プレミアム認定店
とおりに認定
の認定について次の理由により申請を却下したので通知します。

認定	業態・業種	小売店（ ）飲食店等（ ）
	推進店の名称	
	所在地	
	認定年月日	年 月 日
却下	理由	


第3号様式（第5条関係）

上越市地産地消推進の店認定店認定証

認定第	号
上越市地産地消推進の店認定店	
様	
上越産品を積極的に販売し、活用し、及びPRし、上越産品の生産及び消費の拡大、食料自給率の向上並びに郷土における食文化の継承に寄与する店であることを認定します。	
年 月 日	
上越市長	
印	

第4号様式（第5条関係）

上越市地産地消推進の店プレミアム認定店認定証

認定第	号
上越市地産地消推進の店プレミアム認定店	
様	
<p>上越産品を積極的に販売及び活用し、上越産品の生産及び消費の拡大、食料自給率の向上並びに郷土における食文化を継承するとともに、上越産品のおいしさや魅力の発信に寄与する店であることを認定します。</p>	
年 月 日	
上越市長	
	

第5号様式（第9条関係）

認定店
上越市地産地消推進の店
認定辞退届
プレミアム認定店

年 月 日

（宛先）上越市長

所在地
事業者名
代表者氏名
電話番号
担当者氏名

年 月 日付で認定を受けた上越市地産地消推進の店 認定店
プレミアム認定店

について、認定を辞退しますので、次のとおり届け出ます。

業態・業種	小売店（ ）飲食店等（ ）
推進店の名称	
所在地	
辞退年月日	年 月 日
辞退を希望する理由	

第6号様式（第10条関係）

認定店
上越市地産地消推進の店
プレミアム認定店
認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで認定をした上越市地産地消推進の店について、認定を取り消したので通知します。なお、認定に当たり交付又は貸与を受けた上越市地産地消推進の店
認定店
プレミアム認定店
認定証及び販売促進用資材は、速やかに返却してください。

業態・業種	小売店（ ）飲食店等（ ）
推進店の名称	
所在地	
認定取消年月日	年 月 日
取消理由	

第7号様式（第11条関係）

認 定 店
 上越市地産地消推進の店 実績報告書
 プレミアム認定店

年 月 日

（宛先）上越市長

所 在 地
 事 業 者 名
 代 表 者 氏 名
 電 話 番 号
 担 当 者 氏 名

年度の地産地消の推進の取組状況について、次のとおり報告します。

業 態 ・ 業 種	小売店（ ） 飲食店等（ ）
推 進 店 の 名 称	
所 在 地	
取 組 実 績	<input type="checkbox"/> 認 定 店 上越市地産地消推進の店 実績明細書に記載のとおり <input type="checkbox"/> プレミアム認定店
認 定 の 更 新	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

※ 推進店の認定の更新を希望する場合は、別紙の事業計画書を提出してください。

上越市地産地消推進の店

「プレミアム認定店」

を募集しています！

市では、地産地消をより推進するため、現在認定している地産地消推進の店の中で、地産地消の取組が一定の基準を超え、かつ上越産品のおいしさや魅力を積極的に発信し、市民や観光客が上越産品に興味を持つ機会を提供する店を新たに「プレミアム認定店」として認定します。地産地消推進の店のPRにもつながりますので、是非ご応募ください。



◆「プレミアム認定店」に認定されると…

① 「プレミアム認定店」認定証を交付

② 市ホームページやイベント等で
プレミアム認定店として別枠で紹介③ 市のInstagramで店舗の地産地消の取組や
地場産品を使用したメニューを紹介

【既存の認定証】

既存の認定店とは
別の認定証で
お客様にアピール！

市内外の方に
地産地消を積極的に頑張る
お店としてアピール！

Instagramの写真で
幅広い層に
分かりやすく発信！

1 対象店舗

上越市地産地消推進の店であり、かつ認定から**1年以上**経過している店

2 認定基準

(1) 小売店（下記項目のうち、必須項目は必ず、選択項目から2つ以上に該当）

		項目
必須	1	「地産地消推進の店」認定基準(小売店)の選択項目※1のうち、3つ以上が該当している店
	2	店舗で取り扱っている地場産物の紹介やお客様の質問に答えることができる「 地産地消推進マスター※2 」がいる店
選択	1	上越産品※3の「農産物」「水産物」「畜産物」「加工品」の4分野のうち、2分野以上を取り扱っている店
	2	店舗で取り扱っている旬の地場産物の情報を店舗やSNSにより年4回程度(シーズンごと)発信する店
	3	化学合成農薬、化学肥料の使用を控えて作られた地場産農産物を取り扱い、生産者を分かりやすく表示している店
	4	市内に設置されている「雪室※5」に貯蔵された上越産品を取り扱っている店

(2) 飲食店等 (下記項目のうち、必須項目は必ず、選択項目から2つ以上に該当)

		項目
必須	1	「地産地消推進の店」認定基準(飲食店等)の選択項目※1のうち、3つ以上が該当している店
	2	店舗で取り扱っている地場産物の紹介やお客様の質問に答えることができる「 地産地消推進マイスター ※2)がいる店
選択	1	上越地域の最重点品目の「ブロッコリー、キャベツ」、地域重点品目の「トマト、かぼちゃ、アスパラガス、ばれいしょ、ピーマン、ねぎ」のいずれかを使用した料理を年に60日以上提供している店※4
	2	店舗で取り扱っている旬の地場産物の情報を店舗やSNSにより年4回程度(シーズンごと)発信する店
	3	化学合成農薬、化学肥料の使用を控えて作られた地場産農産物を使用した料理を年に30日以上提供している店
	4	市内に設置されている「雪室※5)に貯蔵された上越産品を使用した料理を30日以上提供している店

※1…上越市地産地消推進の店の認定基準(選択項目)

※3…上越産品の定義

別紙：上越市地産地消推進の店認定基準等参照

※2…地産地消推進マイスター

地場産物の旬やおいしい食べ方などをお客様に伝え、質問に答えるなど、お客様との会話を楽しむことのできる人(自己申告制)

※4…上越地域の最重点品目と地域重点品目が採れる時期

※5…市内に設置されている「雪室」

	品目名	採れる時期
最重点品目	ブロッコリー	10月～11月
	キャベツ	10月～12月
地域重点品目	トマト	5月～11月
	かぼちゃ	6月～9月
	アスパラガス	5月～9月
	ばれいしょ	6月～7月
	ピーマン	6月～10月
	ねぎ	8月～11月

- ① 雪中貯蔵施設「ユキノハコ」(安塚区樽田)
- ② やすづか利雪型米穀貯蔵施設(安塚区樽田)
- ③ 信濃坂の雪室(安塚区信濃坂)
- ④ 和田の雪室(安塚区和田)
- ⑤ 柿崎雪中貯蔵庫(柿崎区黒岩)
- ⑥ あるるんの杜雪室(大道福田)
- ⑦ 岩の原葡萄園雪エネルギー棟(北方)
- ⑧ 浦川原区育苗センター(浦川原区今熊) ほか

※化学合成農薬、化学肥料の使用を控えて作られた地場産農産物や雪室貯蔵された上越産品の入手先などを知りたい場合は、市農政課にお問合せください。



上越野菜認証マーク



3 認定期間

認定年度の末日から起算して2年を経過する日まで

(ただし、認定期間内に推進店を更新(2年)する場合はその日まで)

※認定期間は2年ですが、毎年度末に実績報告書を提出していただく必要があります。

4 応募受付

通年

5 応募方法

申請書に事業計画書を添えて、上越市役所農政課に提出してください(メール・FAX可)。様式は市ホームページからダウンロードできます。

※「認定基準を満たしているか分からない」「書類の書き方が分からない」など、お困りの場合は、下記問合せ先へお気軽にご相談ください。

6 書類提出先・問合せ先

上越市農林水産部農政課

〒943-8601 上越市木田1-1-3 TEL 025-520-5747/ FAX 025-526-6185

E-mail: syoku-iku@city.joetsu.lg.jp

1 対象店舗

- 小売店・・・市内に店舗があるスーパーマーケット、八百屋、魚屋、農産物直売所 等
- 飲食店等・・・市内に店舗がある食堂、レストラン、居酒屋、割烹、旅館、ホテル 等

2 認定基準

(1) 小売店

項 目		
必須	(1)	地産地消の推進に協力し、地場産の食材を積極的に販売・PRし、かつ今後もその取り組みを増やしていこうとする意欲のある店
	(2)	おおむね一年を通じて、地場産の食材・加工品の売場を設置し、市内(地域)産であることを消費者に分かりやすく表示している店
	(3)	推進店であることを市のホームページや広報等で紹介されることを承諾する店
	(4)	市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力しようとする店(関連事業例:キャンペーンイベント, チラシ, パンフレット等の設置など)
	(5)	食品衛生法等の関係法令を遵守している店
選択 (2つ以上)	(6)	地場産品フェアなどの売り出し、特売日を年に12回以上設ける店
	(7)	「上越野菜」振興協議会が認定する「上越野菜」やその加工品を年に60日以上販売する店
	(8)	地場産の食材や、地場産の食材などを使用した伝統料理や郷土料理を通年で販売する店
	(9)	地場産の食材の生産者を分かりやすく表示している店
	(10)	地場産の食材をおおむね80%以上使用した料理・加工品を年に60日以上販売する店
	(11)	地場産の食材を使用したレシピを年に20以上提供する店
	(12)	自らアンケート調査を行い、地場産の食材の販売促進に取り組む店

(2) 飲食店等

項 目		
必須	(1)	地産地消の推進に協力し、地場産の食材を積極的に活用・PRし、かつ今後もその取り組みを増やしていこうとする意欲のある店
	(2)	年間またはシーズン(旬)を通じて料理等に使用する地場産の食材を分かりやすく表示している店
	(3)	推進店であることを市のホームページや広報等で紹介されることを承諾する店
	(4)	市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力しようとする店(関連事業例:キャンペーンイベント, チラシ, パンフレット等の設置など)
	(5)	食品衛生法等の関係法令を遵守している店
選択 (2つ以上)	(6)	上越市産米を100%使用する店
	(7)	地場産の食材などを使用した伝統料理や郷土料理を通年で提供する店
	(8)	上越市産の日本酒やワイン等を通年で提供し、分かりやすく表示している店
	(9)	地場産の食材をおおむね80%以上使用した料理を年に60日以上提供する店
	(10)	「上越野菜」振興協議会が認定する「上越野菜」やその加工品を使用した料理を年に60日以上提供する店
	(11)	自らアンケート調査を行い、地場産の食材の消費拡大に取り組む店

3 上越産品の定義

- ア 農産物 … 市内で生産し、収穫される穀物、野菜、果物その他の農産物
- イ 水産物 … 上越地域*で水揚げされる魚介及び海藻
- ウ 畜産物 … 上越地域*で飼育される家畜の肉、卵及び乳
- エ 加工品 … アからウに掲げる食材を主原料として加工した食品

*「上越地域」とは上越市、妙高市及び糸魚川市の区域

*「上越野菜」振興協議会が認定する「上越野菜」とは、下記の16品目を指します。

高田シロウリ、仁野分しょうが、頸城オクラ、みょうが、ばななかぼちゃ、なますかぼちゃ、曲がりねぎ、オニゴシヨウ、ずいき、とうな、ひとくちまくわ、なす、オータムポエム、アスパラ菜、カリフラワー、枝豆

上越市地産地消推進の店「プレミアム認定店」〇月の取組(案)

飲食店等用

店舗名 : _____

1 今月 (月) に使用した上越産品はありますか。

- ある → 2へお進みください
 ない → 4へお進みください

2 地産地消推進の店マイスターの活動について、該当するものに☑をしてください。

<input type="checkbox"/>	地産地消に関する内容を自ら積極的にお客様に伝えた。(回程度) 【伝えた内容】
<input type="checkbox"/>	お客様からの地産地消に関する内容の質問に答えた。(回程度) 【お客様からの質問】
「地産地消推進の店マイスター」及び「プレミアム認定店」を目的とした来店回数 (回程度)	

3 選択項目のうち、今月取り組んだ項目に☑を入れ、具体的な取組を記入してください。

- 上越地域の最重点品目(ブロッコリー、キャベツ)、地域重点品目(トマト、かぼちゃ、アスパラガス、ばれいしょ、ピーマン、ねぎ)を使用した。※いずれも上越産

()
・使用した品目 :
・メニュー :

- 店舗で取り扱っている旬の地場産情報を発信した(店頭、ホームページ、SNS等)。

()
・発信手段 :
・発信内容 :

- 化学合成農薬、化学肥料の使用を控えて作られた地場産農産物を取り扱い、生産者を分かりやすく表示した。

()
・使用した農産物 :
・生産者の表示方法 :

- 市内の「雪室」に貯蔵された上越産品を取り扱った。

()
・使用した上越産品 :

4 来月使用する上越産品の情報をご提供ください。

・使用する上越産品 : _____

・代表するメニュー : _____

※いただいた情報は、市農林水産部のInstagramで情報を発信します。

※代表的なメニュー、食材の写真データをご提供ください。<mail:syoku-iku@city.joetsu.lg.jp>

上越市地産地消推進の店「プレミアム認定店」〇月の取組(案)

店舗名 : _____

1 今月 (月) に取り扱った上越産品はありますか。

ある → 2へお進みください

ない → 4へお進みください

2 地産地消推進の店マイスターの活動について、該当するものに☑をしてください。

<input type="checkbox"/>	地産地消に関する内容を自ら積極的にお客様に伝えた。(回程度) 【伝えた内容】
<input type="checkbox"/>	お客様からの地産地消に関する内容の質問に答えた。(回程度) 【お客様からの質問】
「地産地消推進の店マイスター」及び「プレミアム認定店」を目的とした来店回数 (回程度)	

3 選択項目のうち、今月取り組んだ項目に☑を入れ、具体的な取組を記入してください。

上越産品の「農産物」「水産物」「畜産物」「加工品」の4分野のうち、2分野以上
を取扱った。※取り扱った分野に「○」を付けてください。

〔 ・取り扱った分野： 農産物 水産物 畜産物 加工品 〕

店舗で取り扱っている旬の地場産情報を発信した(店頭、ホームページ、SNS等)

〔 ・発信手段：
・発信内容： 〕

化学合成農薬、化学肥料の使用を控えて作られた地場産農産物を取り扱い、生産者
を分かりやすく表示した。

〔 ・取り扱った農産物：
・生産者の表示方法： 〕

市内の「雪室」に貯蔵された上越産品を取り扱った。

〔 ・取り扱った上越産品： 〕

4 来月使用する上越産品の情報をご提供ください。

・取り扱う上越産品： _____

・代表する商品： _____

※いただいた情報は、市農林水産部のInstagramで情報を発信します。

※代表的な商品、上越産品の写真データをご提供ください。<mail:syoku-iku@city.joetsu.lg.jp>

令和4年8月1日
上越市地産地消推進会議
資料 NO. 7

令和4年度 地産地消推進事業について

1 「上越市地産地消推進の店」の募集

- ・通年で募集する（随時受付）。
- ・受付状況により認定会議を開催する。

<令和4年7月25日時点での認定店の状況>

	店舗数	内 訳		事業者数
		小売店	飲食店等	
R3 年度末合計	173 店	61 店	112 店	130 事業者
R4. 3. 31 で認定期間が満了し 認定を更新しなかった店舗※1	△1 店	0 店	△1 店	△1 事業者
認定取消※	△3 店	0 店	△3 店	△2 事業者
令和4年度書面審査認定数 (R4. 7. 25 認定) ※2	1 店	0 店	1 店	1 事業者
R4. 7 月 25 日時点合計	170 店	61 店	109 店	128 事業者

<※1 更新なし、認定取消の理由>

理由	件数
地場産物は扱っているが、経営方法上、PR することが難しいため	1 件
閉店したため	3 件

<※2 令和4年度書面審査認定店>

区分	認定No.	店舗名	所在地	業態・業種
飲食店等	4-34	居酒屋 傍 SOBA	上越市大和 5-2-7 エンジョイプラザ内	居酒屋

2 取組、PR事業

(1) 地産地消推進の店「プレミアム認定店」の認定・募集

- ・地産地消の一層の推進と市民や観光客が上越産品に興味を持つ機会とするため、地産地消推進の店のうち、地産地消の取組が一定基準を超える店を新たに「プレミアム認定店」として本会議で第1回目の認定を行う。
- ・通年で募集する（随時受付）。

<認定特典>

- ・「プレミアム認定店」認定証及び「地産地消推進マイスター」バッジの交付（バッジは今後製作）
- ・市ホームページやイベント等でプレミアム認定店として別枠で紹介
- ・市農林水産部Instagram※で店舗の地産地消の取組や地場産品を使用したメニューを紹介



[認定証デザイン]

※市農林水産部Instagramの開設

令和4年7月1日アカウント開設。今後、プレミアム認定店の情報のほか、市内の農林漁業体験や旬の農林水産物や上越の発酵食品など、農林水産業の魅力を幅広く発信する。

【公式】上越市農林水産部 @nou_joetsu_niigata →



(2) 販売促進用資材の交付

- ・新規認定店へ認定証及び販売促進用資材（タペストリー、のぼり旗等）を交付する。
- ・現認定店が使用しているのぼり旗等に劣化が見られる場合、新たなのぼり旗等を交付する。



[認定証デザイン]



[屋外・卓上のぼり旗デザイン]



[タペストリー、卓上POPデザイン]

(3) 「上越市地産地消推進の店ガイド」の更新

- ・市ホームページに掲載している「上越市地産地消推進の店ガイド」の内容を更新し、最新の店舗情報を掲載する。
- ・「令和4年度版 上越市地産地消推進の店ガイド」の周知チラシを作成し、地産地消推進の店や市内施設等に配布する。

(4) 「健康づくりポイント事業」への参加

- ・健康づくり推進課が実施している「健康づくりポイント事業」については、令和3年度に引き続き「地産地消推進の店利用券（500円分）」を全員プレゼントとし、地産地消推進の店の利用促進を図る。
- ・地産地消推進の店のうち、利用券の対応が可能な店舗のみで利用可能とする。

<「健康づくりポイント事業」について>

- ・市民自らが健康づくりに対する取組や疾病予防に向けた行動への支援として、健康づくり推進課が平成30年度から実施している事業。
- ・取り組んだ分のポイントを集めて応募した市民には、応募者全員プレゼントのほか抽選で宿泊券等が当たる。
- ・チラシを参照

<地産地消推進の店利用券（500円分）が利用できる店舗数>

- ・飲食店等 79店（109店中）
- ・小売店 37店（61店中）
- 合計 116店（170店中）

(5) 地産地消推進キャンペーンの実施

- ・地産地消推進の店と協力して、上越産品の生産及び消費拡大と地産地消推進の店の利用促進につながるキャンペーンを実施する。
- ・資料No.7-1を参照

(6) その他：第4次上越市食育推進計画における地産地消推進の取組

第4次上越市食育推進計画を推進するため、上越市食育推進実施計画（アクションプラン）において地産地消推進関連事業を引き続き実施する。

- ・地場産食材、郷土料理を取り入れた学校給食の推進
- ・地場産物を使用した給食の提供
- ・上越産農産物等の情報発信

3 年度末実績報告

- ・認定店は、上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱第 11 条に基づき実績を報告する。
- ・実施時期は 2 月上旬を予定。

4 認定の更新希望調査

- ・上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱第 8 条に基づき認定の更新希望調査を行う。
- ・調査は、上記の実績報告とあわせて行う。

※更新対象店舗

認定 年度	認定期間	店舗数	内 訳		事業者数
			小売店	飲食店等	
R2	R2. 4. 1～R5. 3. 31	83	34	49	61
	R2. 7. 8～R5. 3. 31	2	1	1	2
	R3. 3. 23～R5. 3. 31	10	2	8	8
合計		95	37	58	71

令和4年度 地産地消推進キャンペーンの実施について（案）

1 目的

上越市の地産地消を推進するため、上越産の「農産物」「水産物」「畜産物」「上越産食材を使用した加工品」やそれらを使用した商品や料理を対象商品としたキャンペーンを開催し、上越産品を市民及び観光客へPRすることにより、生産と消費の拡大を図るとともに、コロナ禍における地産地消推進の店の利用促進を図る。

2 主催

上越市、上越市農林水産業振興協議会

3 期間

令和4年10月15日（土）から11月30日（水）まで 47日間

【期間設定の理由】

- ・実りの秋を迎え、上越のおいしい食材が豊富にある時期にキャンペーンを行うことで、市民及び観光客に上越産品をPRすることができる。
- ・11月末から忘年会シーズンに差し掛かることを考慮し、その前にキャンペーンの期間を設定し、参加店舗に経済効果が途切れなく続くことを期待した。

4 キャッチフレーズ

食べごろ上越🍁買って・食べて・当てちゃおう！上越市地産地消推進キャンペーン

5 キャンペーンの内容

- ① 地産地消推進の店から、キャンペーン対象商品として、「上越産品」や「上越産品」を使った料理又は加工品を1品以上提供してもらう。
- ② 参加店舗にキャンペーン応募用紙を事前に配付しておき、来店者が対象商品を注文又は購入した際に、応募用紙にスタンプを押し用紙を渡す。(500円に1つスタンプを進呈)
- ③ 来店者は、1～3つのスタンプを集めるとキャンペーンに応募ができる。応募箱は参加店舗に設置。
- ④ 応募者には、抽選でキャンペーン参加店舗共通商品券や上越産農産物等の詰合せなどの景品が当たる。また、Wチャンスとして、キャンペーン参加店舗提供の景品を用意する(参加店舗提供景品は参加店舗負担、景品提供は任意)。
- ⑤ キャンペーン終了後、参加店舗共通商品券を当選者に発送し、再度「地産地消推進の店」を利用してもらう。参加店舗提供景品についても、景品当選者が各店舗に取りに行き、再度店舗を利用してもらう。

<認定店のキャンペーン参加条件>

- ・キャンペーン期間中、対象商品として、「上越産品」や「上越産品」を使用した商品や料理を1品以上提供できること。
- ・キャンペーン期間中、お客様が対象商品を購入または注文した際、応募用紙の配布、スタンプの押印、応募用紙の回収ができること。
- ・店舗のSNSや店頭でキャンペーンの周知に協力できること。
- ・キャンペーン終了後、参加店舗共通商品券の使用に対応できること。

<キャンペーン対象商品について>

- ・小売店：上越産品若しくは上越産品を使用した商品を1品以上提供
- ・飲食店：上越産品を使用した料理を1品以上提供

(単品料理、コース及びセット料理、テイクアウト料理いずれも可)

※商品・料理は、既存のもの、キャンペーンのために開発したもの、どちらでも可。

※キャンペーン期間中、食材の旬が過ぎてしまうこともあるため、対象商品の期間を区切る、1つの食材に限定せず、「上越産〇〇使用」など、ネーミングを工夫する等で対応してもらう。

○上越産品の定義

- ① 農産物：市内で生産し、収穫される穀物、野菜、果物、その他の農産物
- ② 水産物：上越地域で水揚げされる魚介類及び海藻
- ③ 畜産物：上越地域で飼育される家畜の肉、卵及び乳
- ④ 加工品：①から③に挙げる食材を主原料として加工した食品

○対象商品の価格

- ・500円(税込)につき、1個のスタンプを進呈するため、対象商品の価格は500円(税込)以上とする。
- ・多くの方から来店してもらえよう、手頃な価格の商品を選定してもらう。

[参考：令和2年度キャンペーン応募用紙（A5サイズ、三つ折り）]

やっぱり上越産！買って・食べて・当てちゃおう！
上越市地産地消推進キャンペーン

※参加店を回ってスタンプを集めてご応募ください。
 ※スタンプは500円(税込)に1つ押印します。

1

500円の商品券に交換できます

2

1,500円の商品券
上越産農産物に交換できます

3

3,000円の商品券
上越産農産物に交換できます

スタンプ台紙

希望する景品 <希望する景品に✓を入れてください>

参加店舗共通商品券〈3,000円分〉…抽選で10名様 (スタンプ3つ)

参加店舗共通商品券〈1,500円分〉…抽選で20名様 (スタンプ2つ)

参加店舗共通商品券〈500円分〉…抽選で15名様 (スタンプ1つ)

上越産農産物などの詰合せ…抽選で5名様 (スタンプ2つor3つ)

※応募者全員にWチャンス！
 キャンペーン参加店提供景品を抽選で112名様にプレゼント！！

キャンペーン期間 8月10日⑩～10月31日⑪

← 詳しい内容はホームページをチェック

ふりがな	性別	年齢
お名前	男・女	歳
ご住所(〒 -)		
電話番号 ()		

※いただいた個人情報は、抽選・景品の発送のみに使用します。
 ※裏面のアンケートにご協力いただき、店舗備え付けの応募箱に投入してください。
 【主催：上越市・上越市農林水産業振興協議会（問合せ：市農政課 TEL025-526-5111）】

[表]

上越市地産地消推進キャンペーン参加店舗一覧

① ㈱朝日池総合農場 むら市場 ② あるるんの社 社もりモール ③ あるるんの社 六花の里 ④ いたくら亭 ⑤ JAえちご上越 浦川原物産館 ⑥ 男気パスタ。ばぜすこ ⑦ カフェ&ダイニング リラックス ⑧ ㈱農業法人久比岐の里 ⑨ くわどり湯ったり村 ⑩ ジュ・タドー ⑪ 和ごころ 愉快 ⑫ NICK'S Be Café ⑬ 中国料理 王華飯店 ⑭ ピストロ サブリーユ ⑮ 雪だるま物産館 ⑯ 雪室そば家 小さな空 ⑰ レストラン 味彩(ゆつたりの郷) ⑱ レストラン・トウジュール ⑲ ワイナリーレストラン 金石の音 ⑳ 道の駅うみでらす立 食彩鮮魚市場	㉑ 勝島魚店 ㉒ 旬菜 かがりび ㉓ 富寿し 高田駅前店 ㉔ 富寿し 南本町店 ㉕ 富寿し 春日亭 ㉖ 富寿し 直江津店 ㉗ TOMMY SAY ㉘ マリンホテルハマナス レストラン「海月」 ㉙ NIKU BAR 18 ㉚ お食事の宿・旅人の宿 わすけ ㉛ お食事処 きすや ㉜ 喜多郎 ㉝ 天ぶら 若杉 ㉞ 松風園 藤作 ㉟ 和味旬彩 藤作別館 ㊱ 和ダイニング 藤作 ㊲ 手作り料理と地酒 おと仲町店 ㊳ 手作り料理と地酒 おと御幸町店 ㊴ 季楽 ㊵ らーめん だいじ
--	---

アンケートにご協力ください。(該当する□に✓を付けてください。)

Q1 今回のキャンペーンを知っていましたか？

知っていた 知らなかった

Q2 今回のキャンペーンはどうでしたか？

とても良かった 良かった あまり良くなかった 良くなかった

Q3 「上越市地産地消推進の店」をご存知でしたか。

知っていた 名前なら聞いたことがあった 知らなかった

Q4 キャンペーンについてご意見・ご感想をお書きください。

上越市食育推進キャラクター
もぐもぐジョッキー

[裏]

6 キャンペーン景品

- ・参加店舗共通商品券 3,000円×10本 (スタンプ3つで応募可能)
- ・参加店舗共通商品券 1,500円×20本 (スタンプ2つで応募可能)
- ・参加店舗共通商品券 500円×20本 (スタンプ1つで応募可能)
- ・上越産農産物等の詰合せ 2,000円相当×10本 (スタンプ3つで応募可能)
- ・その他、キャンペーン参加店舗が提供する景品

7 スケジュール

時 期	内 容
8/1(月)	令和4年度第1回地産地消推進会議 (キャンペーン内容の審議)
8/3(水)～8/5(金)	参加店舗募集開始
8/22(月)	参加店舗募集締め切り
10/3(月)	ポスター、リーフレットの配布開始
10/15(土)～11/30(水)	地産地消推進キャンペーンの実施
12/12(月) 予定	キャンペーン抽選会
12/26(月)	キャンペーン景品発送 (商品券使用期間 R5. 1/1(日)～2/28(火))
3/1(水)～10(金)	商品券換金期間

8 キャンペーン実施内容の比較

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
期 間	8月10日（月・祝） ～10月31日（土） 【83日間】	10月15日（金） ～11月30日（火） 【47日間】	10月15日（土） ～11月30日（水） 【47日間】
テーマ 食材	上越産品（農産物、水産物、畜産物、それらを主原料とした加工品）のいずれかを使用	同左	同左
スタンプ の進呈	対象商品500円に1つのスタンプを進呈。	同左	同左
キャンペーン 応募条件	1～3つのスタンプを集めるとキャンペーンに応募可能。	同左	同左
景 品	○参加店舗共通商品券 ・3,000円×10本 （スタンプ3つ） ・1,500円×20本 （スタンプ2つ） ・500円×15本 （スタンプ1つ） ・上越産農産物等の詰合せ ×5本 （スタンプ2つか3つ）	○参加店舗共通商品券 ・3,000円×10本 （2店舗以上のスタンプ3つ） ・1,500円×20本 （スタンプ2つ） ・500円×20本 （スタンプ1つ） ・上越産農産物等の詰合せ ×10本 （2店舗以上のスタンプ3つ）	○参加店舗共通商品券 ・3,000円×10本 （スタンプ3つ） ・1,500円×20本 （スタンプ2つ） ・500円×20本 （スタンプ1つ） ・上越産農産物等の詰合せ ×10本 （スタンプ3つ）
参加店舗 共通商品券 使用期間	12月～1月	12月～2月	同左
その他	・500円に1つのスタンプを進呈するため、対象商品の価格は最低500円以上とする。 ・多くの方から来店してもらえよう、リーズナブルな対象商品を選定してもらおう。	同左	同左

No.	認定No.	区分	申請事業者名	店舗名称	店舗住所	ジャンル	小売店						飲食店等						取組状況	
							売り出し、特売日12回/年以上	「上越野菜」やその加工品を60日/年提供	地場産の食材や、地場産食材使用の郷土料理等の通年提供	地場産食材の生産者表示	地場産食材80%以上使用の料理60日/年提供	地場産食材使用のレシピ20/年提供	アンケート調査実施	上越市産米100%	地場産食材使用の郷土料理等の通年提供	上越市産日本酒等の通年提供	地場産食材80%以上使用の料理60日/年提供	「上越野菜」やその加工品を使用した料理を60日/年以上提供		アンケート調査実施
82	2-66	小売店	株式会社 イチコ	イチコ直江津店	下源入277-5	スーパーマーケット	○	○		○										昨年と同様に実施
83	2-67	飲食店等	有限会社 貴和	郷土料理と地酒の店 雁木亭	仲町3-4-9	居酒屋								○	○	○	○	○		昨年と同様に実施
84	2-68	飲食店等	加茂屋	加茂屋	長浜1369	旅館								○	○	○	○	○		昨年と同様に実施
85	2-69	小売店	有限会社 山田屋	山田商店	本町3-4-10	八百屋		○		○										昨年と同様に実施
86	2-70	飲食店等	株式会社シンクネット	越後農場 ビスけん	仲町3-9-19 STプラザ4F	レストラン								○	○	○	○	○	○	昨年を上回って実施
87	2-71	小売店	有限会社しみず屋	しみず屋 えびす浜店	夷浜702-2	スーパーマーケット	○	○												昨年と同様に実施
88	2-72	飲食店等	ふるさと村そば処木草庵	ふるさと村そば処木草庵	牧区池舟2番地	蕎麦								○				○		昨年と同様に実施
89	2-73	飲食店等	岩野屋旅館	岩野屋旅館	柿崎区柿崎6187番地	旅館									○	○	○	○	○	昨年と同様に実施
90	2-74	飲食店等	株式会社太平堂	割烹 新柳	牧区落田223番地	割烹								○	○	○	○			昨年と同様に実施
91	2-75	小売店	高橋食品	高橋食品	仲町6丁目2-22	農産加工・販売				○										昨年と同様に実施
92	2-76	小売店	特定非営利活動法人食の工房ネットワーク	正善寺工房	下正善寺1027番地2	農産加工・販売		○	○	○		○								昨年と同様に実施
93	2-77	小売店	合資会社 山本味噌醸造場	合資会社山本味噌醸造場 本店	中央1丁目13-4	農産加工・販売		○	○	○										昨年と同様に実施
94	2-78	小売店		合資会社山本味噌醸造場エルマール店	西本町3丁目8-8	農産加工・販売		○	○	○										
95	2-79	小売店	一般社団法人 土の香工房	一般社団法人 土の香工房	丸山新田183-1	農産加工・販売		○	○	○		○								昨年と同様に実施
96	2-80	飲食店等	川上笑学館	川上笑学館	牧区切光1438	宿泊施設								○	○			○	○	昨年と同様に実施
97	2-81	飲食店等	お食事処 弘光	お食事処 弘光	大豆2-7-10	食堂									○	○	○	○	○	昨年と同様に実施
98	2-82	飲食店等	cookingislovekitchenstudio いべまり	kitchenstudio いべまり	東城町1丁目1-38	弁当・総菜								○	○			○		昨年を上回って実施
99	2-83	飲食店等	一般財団法人 糸しんの里観光公社	いたくら亭	板倉区針894-3	蕎麦									○	○				昨年と同様に実施
100	2-84	飲食店等	NIKU BAR 18	NIKU BAR 18	仲町4-6-12 SKビル1F	ワインバル								○	○	○			○	昨年と同様に実施
101	2-86	小売店	三和牛乳	三和牛乳	三和区大2042	農産加工・販売					○	○								昨年と同様に実施
102	2-87	小売店	そうざい ゆうちゃん	お惣菜 ゆうちゃん	西城町三丁目11-9	農産加工・販売		○	○	○										昨年と同様に実施
103	2-88	飲食店等	えちご上越農業協同組合	あるるんの杜 六花の里	大道福田621	レストラン								○				○	○	昨年と同様に実施
104	2-89	小売店		あるるんの杜 杜もりモール	大道福田621	農産加工・販売	○	○		○	○									
105	2-90	小売店	株式会社ナルス	ナルス高田西店	大貫4-4-22	スーパーマーケット	○	○	○	○										昨年を上回って実施
106	2-91	小売店	八百屋の土田	八百屋の土田	東本町1-3-49	八百屋		○		○	○									昨年と同様に実施
107	2-92	飲食店等	特定非営利活動法人 よもぎの会	特定非営利活動法人 よもぎの会	牧区原991番地	弁当・総菜								○	○			○	○	昨年と同様に実施
108	3-1	小売店	有限会社 御母家	御母家 本店	上真砂65-1	農産加工・販売	○			○	○									昨年と同様に実施
109	3-2	小売店	四季菜の郷利用組合	四季菜の郷利用組合	吉川区杜氏の郷1番地	農産物販売所				○	○	○								昨年と同様に実施
110	3-3	小売店	有限会社 朝日池総合農場	むら市場	大潟区内雁子252-1	農産物販売所		○	○	○	○									昨年と同様に実施
111	3-4	小売店	イオンリテール株式会社	イオン上越店	富岡3457	スーパーマーケット		○		○										昨年と同様に実施
112	3-5	小売店	やまや	いつも新鮮・上越産魚・野菜の店 やまや	柿崎区三ツ屋浜486-2	魚屋		○			○									昨年と同様に実施
113	3-6	飲食店等	佐渡見亭	佐渡見亭	柿崎区上下浜426	割烹								○	○	○	○	○	○	昨年と同様に実施
114	3-7	飲食店等	黒倉ふるさと振興株式会社	糸しんの里 やすらぎ荘	板倉区久々野1624-1	宿泊施設								○	○	○	○	○	○	昨年と同様に実施
115	3-8	飲食店等	柿崎総合開発株式会社	マリンホテル ハマナス	柿崎区上下浜262	ホテル								○	○	○	○	○	○	昨年と同様に実施
116	3-9	小売店	株式会社 中島食品	株式会社 中島食品	本城町4-69	農産加工・販売	○				○									昨年と同様に実施
117	3-10	飲食店等	デュオ・セレッソ	デュオ・セレッソ	西城町3丁目5-20	冠婚葬祭									○	○	○			昨年を下回って実施
118	3-11	飲食店等	有限会社 ホテル見はらし	潮風薫る宿 みはらし	大潟区九戸浜238-3	旅館								○	○	○	○	○	○	昨年と同様に実施
119	3-12	飲食店等	株式会社 大黒屋	旬魚料理と地酒の店 大黒屋	仲町4-5-2	レストラン								○	○	○				昨年を下回って実施
120	3-13	飲食店等	株式会社 宮崎商店	TOMMY SAY	仲町4-7-24	イタリアン														昨年と同様に実施
121	3-14	飲食店等	旬菜 かがりび	旬菜 かがりび	東雲町2-10-19	居酒屋								○	○	○	○	○	○	昨年と同様に実施
122	3-15	飲食店等	手打ちらーめん まるとく	手打ちらーめん まるとく	下門前2287番地	ラーメン								○				○	○	昨年を上回って実施

No.	認定No.	区分	申請事業者名	店舗名称	店舗住所	ジャンル	小売店						飲食店等						取組状況
							売り出し、特売日12回/年以上	「上越野菜」やその加工品を60日/年提供	地場産の食材や、地場産食材使用の郷土料理等の通年提供	地場産食材の生産者表示	地場産食材80%以上使用の料理60日/年提供	地場産食材使用のレシピ20/年提供	アンケート調査実施	上越市産米100%	地場産食材使用の郷土料理等の通年提供	上越市産日本酒等の通年提供	地場産食材80%以上使用の料理60日/年提供	「上越野菜」やその加工品を使用した料理を60日/年以上提供	
123	3-16	小売店	株式会社 ナルス	ナルス 南高田店	上中田2001	スーパーマーケット		○	○	○									昨年と同様に実施
124	3-17	小売店		ナルス 浦川原店	浦川原区長走547	スーパーマーケット		○	○	○									
125	3-18	飲食店等	株式会社 晴山荘	株式会社 晴山荘	大貫2-17-22	割烹・旅館							○	○	○	○	○		昨年と同様に実施
126	3-19	飲食店等	有限会社 ソワール	お食事処 きすや	大字大場625-10	食堂・割烹							○	○	○	○	○		昨年と同様に実施
127	3-20	飲食店等	有限会社 海の幸味どころ軍ちゃん	海の幸 味どころ 軍ちゃん(高田店)	本町4-1-8	居酒屋							○	○	○	○	○		昨年と同様に実施
128	3-21	飲食店等		海の幸 味どころ 軍ちゃん(直江津店)	西本町1-14-2	居酒屋								○	○	○	○	○	
129	3-22	飲食店等	有限会社 鳥まん	直江津を味わうお店 鳥まん	西本町4-1-5	居酒屋								○		○	○	○	昨年と同様に実施
130	3-23	飲食店等	有限会社 おおた	ごぱん屋カフェ Come & Co.	頸城区百間町732	食堂							○			○	○		昨年と同様に実施
131	3-24	飲食店等	アートホテル 上越	旬越料理 妙高	本町5-1-11	レストラン							○		○	○			昨年と同様に実施
132	3-25	小売店	パティスリー リ・リ	パティスリー リ・リ	富岡3525	ケーキ店			○	○	○								昨年を上回って実施
133	3-26	小売店	株式会社 一小	イチコ 直江津西店	五智1-14-35	スーパーマーケット	○	○		○									昨年と同様に実施
134	3-27	飲食店等	合同会社 上越ミュージアムショップオペレーションズ	Restorante Los Cuentos del Mar	五智2-15-15 上越市立水族博物館内	レストラン							○		○	○			昨年と同様に実施
135	1-25	飲食店等	農家民宿うしだ屋	農家民宿うしだ屋	大島区田麦1283番地	農家民宿							○	○	○				昨年と同様に実施
136	1-26	飲食店等	らーめん だいじ	らーめん だいじ	藤巻6-8	ラーメン店							○				○		昨年と同様に実施
137	1-28	飲食店等	居食屋 YAGAIYA	居食屋 YAGAIYA	中央1-9-5	居酒屋							○	○	○	○	○	○	昨年と同様に実施
138	1-31	飲食店等	居酒屋 彦左工門	居酒屋 彦左工門	仲町3-7-11	居酒屋							○	○	○	○	○		昨年と同様に実施
139	1-32	小売店	株式会社 よしかわ杜氏の郷	株式会社 よしかわ杜氏の郷	吉川区杜氏の郷1番地	酒蔵	○		○										昨年と同様に実施
140	1-33	小売店	パティスリー フルール	パティスリー フルール	本町5-4-5 あすとびあ高田1F	ケーキ店		○		○									昨年と同様に実施
141	1-34	小売店	苺の花ことば	苺の花ことば	大潟区長崎1500	農産物直売所				○	○								昨年と同様に実施
142	1-35	小売店	株式会社Amaya farm	manmaru terrace	三和区北代1056-1	農産加工・販売				○	○								昨年と同様に実施
143	1-37	飲食店等	居酒屋 かずさん	居酒屋 かずさん	松村新田21-8	居酒屋							○	○	○	○	○		昨年と同様に実施
144	1-38	飲食店等	合同会社たかぎ製麺	手打ちらーめん さつぽろ	頸城区上吉194-7	ラーメン店							○			○			昨年と同様に実施
145	1-39	飲食店等	あるん畑 農家レストラン おかげさま	あるん畑 農家レストラン おかげさま	大道福田639	レストラン							○			○	○		昨年と同様に実施
146	1-40	飲食店等	ラファミーユ スクウル	ラファミーユ スクウル	大貫4-2-20	レストラン							○			○	○		昨年と同様に実施
147	1-41	飲食店等	レストラン・トウジュール	レストラン・トウジュール	東雲町2-8-6	レストラン							○		○	○			昨年と同様に実施
148	2-94	小売店	勝島魚店	勝島 魚店	中央2-1-15	魚店		○	○	○	○								昨年を下回って実施
149	2-95	飲食店等	喜楽屋 くまごろう	喜楽屋 くまごろう	木田1-3-40	居酒屋							○	○	○	○	○		昨年を上回って実施
150	2-96	飲食店等	ビストロ デザミアンティム	ビストロ デザミアンティム	東雲町2-4-25	レストラン							○			○	○		R3新規店舗のため、前年比較なし
151	2-97	飲食店等	肴や 活等(かつら)	肴や 活等(かつら)	本町5-3-18	割烹							○			○	○		R3新規店舗のため、前年比較なし
152	2-98	飲食店等	ステーキダイニング ブラン	ステーキダイニング ブラン	本町4-3-14	レストラン							○			○	○		R3新規店舗のため、前年比較なし
153	2-99	飲食店等	ぶらんカフェ	ぶらんカフェ	本町3-2-21	カフェバー							○			○			R3新規店舗のため、前年比較なし
154	2-101	小売店	新潟中央水産市場株式会社	鮮魚センター あるんの海	大道福田637	魚屋	○			○									R3新規店舗のため、前年比較なし
155	2-102	飲食店等	和の食 樹翠	和の食 樹翠	仲町3-3-13	割烹							○			○	○		R3新規店舗のため、前年比較なし
156	2-103	飲食店等	レストラン エリス	レストラン エリス	大町2-3-30 旧師団長官舎内	レストラン							○			○	○		R3新規店舗のため、前年比較なし
157	2-104	小売店	トレトゥール J	トレトゥール J	大町2-3-30 旧師団長官舎内	総菜販売				○	○								R3新規店舗のため、前年比較なし
158	2-105	飲食店等	バーニング合同会社	酒菜 ほへと	板倉区針430-1	居酒屋							○			○	○		R3新規店舗のため、前年比較なし
159	2-106	飲食店等	会心 きざわ	会心 きざわ	大学前31	割烹							○			○	○		R3新規店舗のため、前年比較なし
160	3-28	小売店	株式会社ハローツウ	日本海 第一時丸昭和町店 アオキ昭和町店内	昭和町2-20-10	魚屋				○	○								R3新規店舗のため、前年比較なし
161	3-29	小売店		ハローツウ安江店 ダイレックス上越店内	安江2-6-10	八百屋		○		○									
162	3-30	飲食店等	無印良品 直江津	無印良品 直江津(なおえつ良品食堂)	西本町3-8-8 直江津ショッピングセンター2階	食堂							○	○		○	○		R3新規店舗のため、前年比較なし
163	3-31	小売店		無印良品 直江津(なおえつ良品市場)	西本町3-8-8 直江津ショッピングセンター2階	農産物直売所		○	○	○	○								

健康づくりポイント



ポイントを貯めて応募された皆さんへ入浴券か地産地消推進店
利用券をプレゼントします！

健康診査やがん検診の受診、ご自身の健康管理や健康づくりに関する講座等に参加し、ポイントを貯めて
応募してください。楽しみながら健康づくりをして、健康な生活習慣を手に入れましょう。



ポイント内容

1 健康ポイント

健康診査やがん検診などを積極的に受診して、ポイントを貯めて応募してください。

2 がんばるポイント

運動習慣や健康管理の具体的な取組です。無理をせず、自分にあった取組に挑戦してください。頑張った成果でさらにポイントを貯めてください。

3 グループポイント

2人以上のグループで健康づくりポイントに取り組む(友人を誘って健診に行く、運動を始めるなど)

① 市温浴施設等の入浴券(1回分)または地産地消推進店の利用券(500円分)
全員プレゼント! 希望の券を選んで取組シートに記入してください。

② 特別賞 **抽選でプレゼント!**

A・B・Cのいずれかの希望商品を選んで取組シートに記入してください。

A賞

市宿泊施設の
宿泊利用券

<2万円分>



10名様

B賞

メイド・イン上越
認証品セット

<3,500円相当>



100名様

※セット内容は写真と変わる場合があります。

C賞

クオカード

<1,000円分>



200名様

※クオカードはコンビニやドラッグストア・ガソリンスタンドなどで利用できる全国共通のギフト券(商品券)です。

対 象

18歳以上の住民登録している市民(令和5年3月31日現在の年齢)

取 組 期 間

令和4年4月~令和5年3月末

応 募 締 切

令和5年3月10日(金)まで 令和5年3月11日~3月31日までの達成見込の
ポイントについてもポイントがつけられます。

応 募 方 法 等

- 窓口で応募・・・取組シートに必要事項を記入し、健康づくり推進課、国保年金課、各総合事務所、南・北出張所に提出してください。
- その他の応募・・・郵送、ファックス、メールで下記の応募先に送付してください。またはインターネット
- 取組シートは応募窓口に置いてあります。市ホームページからもダウンロードができます。
- 応募は令和4年度1人につき1回です。
- ご記入いただいた個人情報は健康づくりポイント事業以外の目的には使用しません。

※特別賞については応募締切後、厳正なる抽選を行い、3月中に賞品を発送します。

※市温浴施設の入浴券または、地産地消推進店利用券は応募があった月の翌月に郵送で送付します。なお、どちらも選択されていない場合は、温浴施設入浴券を送付します。



上越市健康づくり
ポイント応募サイト

問合せ
応募先

上越市健康づくり推進課
〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

電話: 025-520-5712 (閉庁日を除く8時30分~午後5時15分)
FAX: 025-526-6116
応募先メールアドレス kenkoupointo@city.joetsu.lg.jp

健康づくりポイント取組シート (コピー可)

15ポイント以上で応募できます！

太枠の中に記入してください。取り組んだ内容・期日を記入しポイントを合計してください。

新規取組欄には「健康づくりポイント」がきっかけで新たに始めたことや再開した場合に○をつけてください

ポイント内容		新規取組	取り組んだ内容・期日	令和4年4月～令和5年3月末の期間に取り組んだ内容です	ポイント
1 健康ポイント	①健診の受診（市民健診・特定健診・後期高齢者健診、職場健診、人間ドック）	<input type="checkbox"/>	市健診等 職場健診 人間ドック	令和 年 月 日	5
	②歯科健診の受診	<input type="checkbox"/>		令和 年 月 日	5
	③健診結果説明会への参加	<input type="checkbox"/>		令和 年 月 日	3
	④がん検診の受診 （胃、大腸、肺、前立腺、肝炎ウイルス、乳、子宮頸がん検診） ※胃がん検診を受診すると【5ポイント】 上越市では胃がんによる死亡者の割合が多いことから、胃がん検診のポイントは5ポイントです。早めに検診を受けましょう。	<input type="checkbox"/>	胃がん	令和 年 月 日	5
		<input type="checkbox"/>	大腸がん	令和 年 月 日	3
		<input type="checkbox"/>	肺がん	令和 年 月 日	3
		<input type="checkbox"/>	前立腺がん	令和 年 月 日	3
<input type="checkbox"/>		肝炎ウイルス	令和 年 月 日	3	
⑤市や町内会等が行う身体活動や運動を伴うイベントや健康に関する講座に参加その他健康づくりに資する活動【1回毎1ポイント】	<input type="checkbox"/>	◆内容			
	<input type="checkbox"/>	◆実施日			
2 がんばるポイント 3か月以上続けよう！	①運動	ジョギングやウォーキングを3か月以上続ける【取組毎2ポイント】	◆活動内容		
		ご自身でラジオ体操やストレッチなどを3か月以上続ける【取組毎2ポイント】	◆活動内容		
		スポーツジムや団体、サークルなどでの活動を3か月以上続ける【取組毎2ポイント】	◆活動内容		
	②健康管理	減塩などの食事や体重測定、血圧測定を毎日3か月以上続ける	食事（減塩）◆期間	年 月 ～ 年 月	2
			体重◆期間	年 月 ～ 年 月	2
			血圧◆期間	年 月 ～ 年 月	2
	③禁煙	令和4年4月以降から禁煙を開始し3か月以上継続して禁煙（電子たばこ等を含む）	◆期間	令和4年 月～令和 年 月	2
④成果確認	2がんばるポイント①～③の取組で目標を立て達成したこと（成果）【取組達成毎3ポイント】 記入例 □体重【体重を3キロ減量した】 □腹囲【3cm減った】 □その他【腰痛がなくなった】	◆目標達成（成果）内容を記入してください。 □体重【 □腹囲【 □血圧【 □その他【			
3 グループポイント 2人以上のグループでポイント事業に取り組む		<input type="checkbox"/>	◆内容		2
「1健康ポイント」+「2がんばるポイント」+「3グループポイント」の合計が15ポイント以上で提出可					合計

住所	□□□-□□□□		全員プレゼント		特別賞	
	上越市		希望する券に☑してください		希望の商品1つに☑してください	
氏名	フリガナ		<input type="checkbox"/> 温浴施設入浴券		<input type="checkbox"/> A 宿泊利用券	
			<input type="checkbox"/> 地産地消推進店利用券		<input type="checkbox"/> B メイド・イン上越認証品	
年齢	性別	□ 男 □ 女	電話	-		ポイント事業は何で知りましたか
			職業	<input type="checkbox"/> 会社員	<input type="checkbox"/> 自営業	<input type="checkbox"/> 広報上越 <input type="checkbox"/> 結果説明会
			<input type="checkbox"/> 主婦・夫	<input type="checkbox"/> 公務員	<input type="checkbox"/> 健康診査カレンダー	<input type="checkbox"/> SNS
			<input type="checkbox"/> パート・アルバイト	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 知人等	<input type="checkbox"/> その他()

健康づくりポイント事業についてご意見をお書きください。